

## つかまの里居宅介護支援センター運営規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人国際保健支援会が開設する指定居宅介護支援事業（以下、「本事業」という）は介護保険法に基づき、適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (名称及び所在地)

第2条 居宅介護支援事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称      つかまの里居宅介護支援センター
- (2) 所在地      松本市筑摩3丁目15番31号

### (運営の方針)

- 第3条 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 本事業のサービス提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
  - 4 本事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 居宅介護支援事業のために次の職員を置く。ただし、必要に応じて増員することができる。

- (1) 管理者                      1名
- (2) 介護支援専門員      1名（うち1名管理者と兼務）

2 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護支援専門員の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともにこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員は、常に身分証明書を提示し要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスの種類、内容などの計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。また市町村から委託を受けた場合の要介護認定等に係る訪問調査を行う。

(利用者)

第5条 居宅介護支援事業の利用者は、法に規定する被保険者とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 居宅介護支援事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、土曜日、日曜日、祝日、8/13～8/15、12/30～1/3を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時のため、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 居宅介護支援は、利用申込者の依頼により、当事業所指定のアセスメント様式を使った訪問調査、居宅サービス計画の原案作成、サービス担当者会議の開催、利用申込者の居宅サービス計画の説明・同意、モニタリング等のケアマネジメントの手法によって利用者の自宅及び居宅介護支援室等にて行う。

2 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者本人・家族の状況、希望等の調査
- (2) 居宅サービス計画の原案作成
- (3) 居宅サービスの調整
- (4) 居宅サービス計画の実施状況の把握
- (5) 在宅生活上の問題等への助言
- (6) その他前各号に属さない必要な在宅生活上の支援

(居宅サービス計画書等の作成)

第8条 介護支援専門員等は利用者ごとの国が定める居宅サービス計画書及び支援活動報告書等を作成しなければならない。

- 2 居宅介護支援事業の管理者は居宅サービス計画書及び支援活動報告書等に関し、必要な管理をしなければならない。

3 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

4 また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

（緊急時における対応方法）

第9条 介護支援専門員等は、訪問調査中等に利用者の病状に急変その他の事態が生じたときは、直ちに主治医に報告し、その指示に従い必要な処置を講じなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

2 介護支援専門員等は、前項の処置を講じた場合は、主治医及び管理者に速やかに報告しなければならない。

（利用料）

第10条 基本利用料として利用者から支払いを受ける額は、法で定める額とする。

2 利用料については、支援活動を行う前に、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、理解を得るものとする。

3 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付しなければならない。

（通常の事業実施地域）

第11条 通常の事業実施地域は、松本市・塩尻市・安曇野市・朝日村・生坂村・麻績村・筑北村・山形村とする。

（内容の教示）

第12条 居宅介護支援を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、その利用

手続き、方法及び内容等について説明を行い理解を得るものとする。

(秘密保持)

第13条 介護支援専門員等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為に、対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね1年に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の原則禁止)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(提供拒否の禁止)

第18条 居宅介護支援を行う場合は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではない。

(ハラスメント対策について)

第19条 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指すものとする。

- 2 利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメント等の行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合がある。

(委員会の設置)

第20条 居宅介護支援事業の円滑な運営を図るため、国際保健支援会に居宅介護支援事業運営委員会を設置する。

(その他の運営に関する重要事項)

第21条 この規程に定めるもののほか、居宅介護支援事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- 3 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
  - (3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - (4) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘

密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

この規程は、平成20年9月 1日から施行する。

この規程は、平成24年4月 1日から施行する。

この規程は、令和 1年7月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年9月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年6月16日から施行する。

この規程は、令和 7年1月 1日から施行する。